

鳥栖市元町 1380-5 TEL 0942-83-3121 FAX 0942-83-8888

卸売業、小売業、サービス業の個人事業者、中小法人の皆様へ

設備投資により特別税制措置ができます

平成25年度税制改正で商業・サービス業の設備投資を応援する税制が創設されました。

この制度を活用すれば設備を使い始めた年度の減価償却費を増やす(30%の特別償却)か、税額の控除(7%)を受けることができます。**税制措置の対象者**

「個人」：常時使用する従業員が1000人以下の個人事業者

「法人」：資本金の額が1億円以下の法人(資本金1億円超の大規模法人の子会社を除く。)

従業員が1000人以下の資本を有しない法人

「その他」：商店街振興組合、中小企業等協同組合など

適用の要件

※以下の全ての要件を満たすことが必要です。

○対象者の営む商業、サービス業等の事業の用に供すること

○経営革新等支援機関等からの経営改善に関する指導及び助言を受けていること

「経営革新等支援機関等」については、鳥栖商工会議所も認定を受けております。

○経営革新等支援機関等から指導及び助言を受けたことを明らかにする書類の写しを申告書に添付すること。

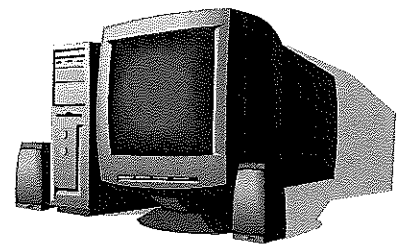
○本税制措置の対象となる設備は、「建物附属設備」で60万円以上のもの及び「器具及び備品」で30万円以上のものです。***すべてが該当するものではありません。また、中古品は対象には含まれません。****税制措置の内容**

取得価格の30%の特別償却又は取得価格の7%の税額控除を選択適用

○税額控除は、個人事業者又は資本金3000万円以下の法人のみが選択できます。

○税額控除される額は取得価格の7%又は税額の20%のいずれか低い額となります。

○ファイナンスリース取引のうち所有権移転外リースで取得した設備の場合、特別償却は選択できません。

**中小企業経営力強化資金のご案内**

経営革新等支援機関による「経営支援」と日本政策金融公庫の「金融支援」が一体となった融資制度です。

ポイントその1 創業、経営多角化、事業転換、新商品開発等、新たな市場の創出を目指す事業者が対象です。

ポイントその2 経営革新支援機関の継続した経営支援が必要です。

ポイントその3 融資額が2000万円以内は、「基準金利-0.4%」「無担保・無保証人」でご利用いただけます。

*事業計画の策定等、経営革新支援機関との打合せが必要です。お問合せは鳥栖商工会議所までお気軽にご連絡下さい。TEL 83-3121